

第17章 あいりん総合センターの現況と問題点、新しいセンターのイメージ (たたき台)

ありむら潜

1. はじめに (本稿の役割、及び検討対象部分)

(1) あいりん総合センター論議の位置づけ

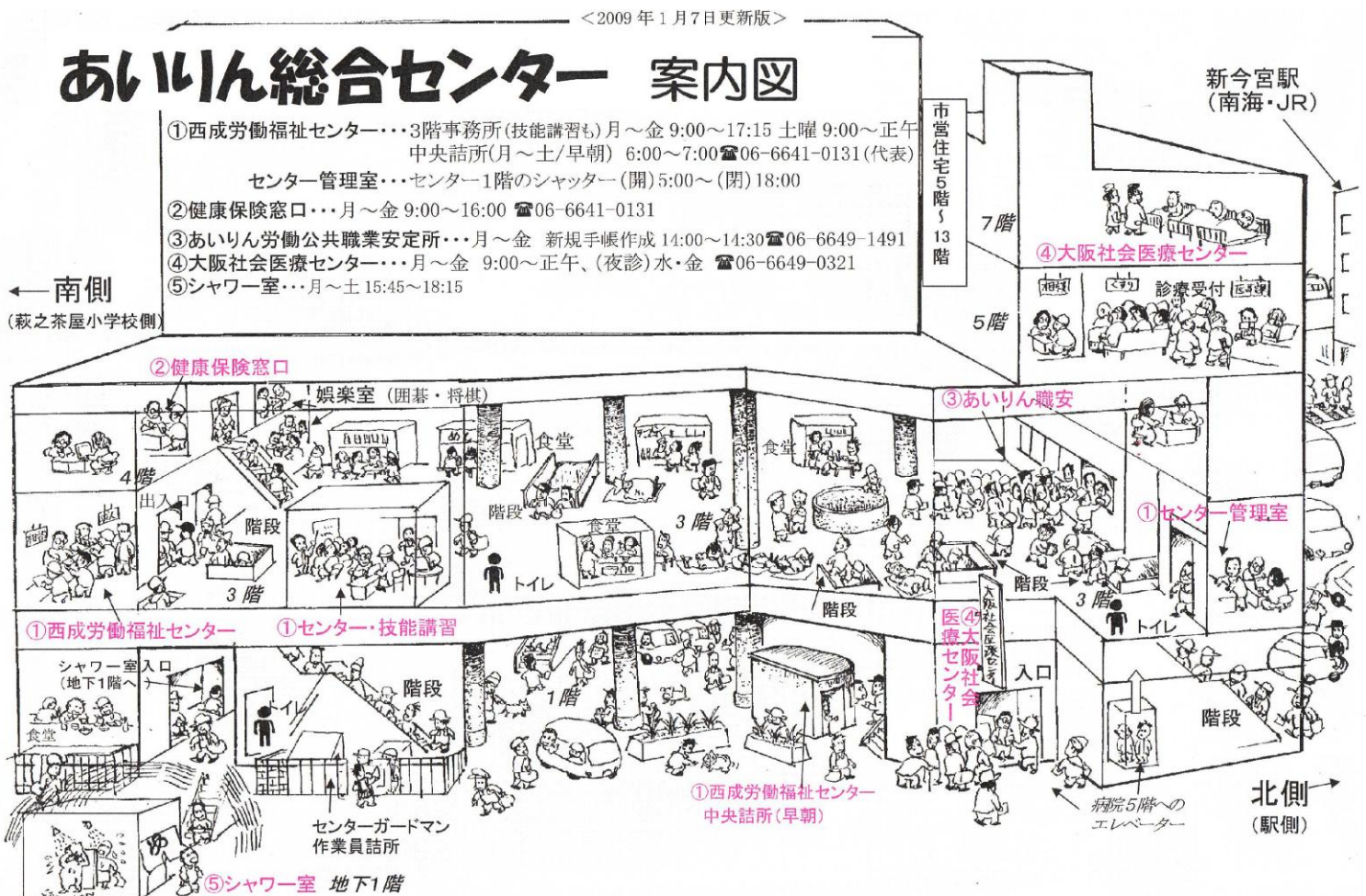
○「日雇い労働者の街」としての地域特性の要を成す文字どおりの「センター」であり、この議論の行方、及び新しい建物のありようは地域の性格を変えるほどの役割を持っている。

○多くの関係者での議論が必要。今回は1970年開設のときのような国・府・市・警察等の行政機関だけでなく、地域住民によるまちづくり運動の高まりを受けた幅広い議論を通過する必要がある。この地域が将来もささえ合いの街であるためには、こうした重要なテーマほど議論と決定への参画感が必要と考える。

○しかしながら、国・府・市・警察などが複雑にからみあう問題であるがゆえに、逆にどこも様子見の傾向が感じられる。したがって、本稿をたたき台として提示し、さまざまな所での議論がキック・オフ(出発点)となることを期待し、書くものである。

(2) 検討対象

○まず、次の俯瞰イラストを参照されたい。



あいりん総合センターは「あいりん労働福祉センター」部分（あいりん総合センターのうち1～3階からなる労働施設部分のことで、国や府の所有や管理下にある）、及び大阪市の所有や管理下にある大阪社会医療センターと上階の市営住宅部分から成っている。

大阪社会医療センターと市営住宅については、西成特区構想に伴うこれまでの議論の中で、この2つは新あいりん総合センターからは分離・移転の方向で検討されているようであり、またそれは妥当であるように思われるので、ここでの検討対象としない。

○この議論の過程で、寄り場の存在に関して「そもそもなぜ現在の地域にあるのか。他地域や他区に移転できないのか」という問題提起も出てくるだろうが、後述するように、ここでは最小限の言及にとどめる。詳細は別の場での議論としたい。ここではあくまでも、新しいあいりん総合センターは建物としてどのような機能が必要で、そのためにどのような構造が必要なのかについてのイメージをさぐる。

2. 「あいりん労働福祉センター」部分の現況と問題点

(1) 1階（ほとんどが寄り場用途） 4,088㎡

【本来】

求人・求職者のための寄り場。所定位置に求人車が横一列にして70台程度が同時的に可能な駐車スペースと、数千人規模の日雇い労働者が相対方式での求職活動（マッチング）を行なえる広さと構造になっている。及び、その状況を（早朝を含む）日々把握して事業所指導等の業務を行なうための「西成労働福祉センター詰所」が真ん中付近にある。

【現状や問題点】

(イ) 早朝5時から午前中くらいまで

北半分は求人車で満たされ、概ね機能している。

南半分は求人車はパラパラいるだけで、本来目的のためにはほとんど使われていないと言える。

それ以外に、経緯があって寄り場内に入らずに路上求人をしている車両が周辺地域（東は釜ヶ崎銀座通り沿い、太子交差点を中心にした堺筋沿いなど）に点在している。

(ロ) 午後から閉鎖時間17:30まで

北半分は求人車が、多い時で数台（5台以下程度）駐車している。これは契約求人（期間雇用）で近畿圏等の飯場に向かう労働者の送迎用であることが多い。

(ハ) 詰所の問題

1階の寄り場（相対求人現場）には西成労働福祉センターの出張所的詰所があるものの、事務所本体は3階にあるため（9:00～17:15 窓口オープン）、労働福祉センター職員が目が見届くわけではない。

職員は班を組んで、特定の時間（月～土曜日の6:00～7:00、及び水曜日の9:30～10:00など）にこの詰所に移動し、寄り場の監視・介在業務を行なっている。

この不便さと弱点の克服は同センターにとって長年の課題でもあった。

(2) 2階 430 m²

【本来】 階段の踊り場的な位置に「理髪店」と「コインロッカー室」があった。

【現状】 すでに廃業となって、空き空間として倉庫的に使われている。

(3) 3階 全体で約 4,700 m²

(イ) あいりん職安部分 2,000 m²程度か (待合フロアを含めて)

【本来】

あいりん職安 (職員用事務室の他に、雇用保険金支払い窓口と、それを待つ労働者が並ぶスペースから成る。この待機スペースだけで総合センター3階床面積の約半分を占める。なお、当然、あいりん職安も職業紹介業務に関与することが予定されていたが、実際は行なっていない。

【現状や問題点】

雇用保険手帳所持者が1万人超の時代 (ピークは1986年の約2万5千人) は、午前8時前後と午前11時前後は給付金待ちの労働者が数千人 (5月連休明けなどは7~8千人超) 押し寄せていた。

2012年現在は雇用保険手帳所持者もわずか1千5百人弱にまで落ち込み、通常午前8時と11時に各15分間程度、最大400人くらいが並ぶだけで、他の時間帯は本来用途としては利用されず、空白の巨大空間となっている。皮肉にも、もっぱらシェルター (臨時夜間緊急避難所) 利用者がその受付開始時間 (17:30) まで床に着の身着のまま横たわって体を休める空間 (居場所) としてのみ使われている。

(ロ) 西成労働福祉センター部分

【本来】 職業紹介や労災・労働相談、技能講習等のためのスペース

【現状や問題点】

地域労働者の減 (90年代2万5千人→現在は5千人~8千人規模と推計される) を反映し、利用者は長期減少傾向にある。とはいえ、就労支援や各種相談業務は機能している。00年代に入り技能講習係を増設した。求職相談者像の変化やニーズの多面化に合わせて、2012年度からは「総合支援」窓口も増設し、かつダイレクトな連携を行なうために技能講習係も事務所内の同一場所に移設し、一つの課に再編成されたところである。

(ハ) 労働者用の娯楽室 約760 m²×2部屋 (3階とその真上の4階)

【本来】

当地域の日雇い労働者は囲碁や将棋愛好者が比較的多く、そのためにこの部屋が早朝から夕方まで利用されている。

【現状や問題点】

囲碁・将棋盤・スポーツ新聞を配備したうえで部屋空間を開放しているだけのやり方である。利用のされ方については個々の労働者におまかせばかりではなく、現役労働者層の生きがいつくりやつながりづくりの今日的課題に応えるしかけも必要である。

(ニ) 食堂や売店

【本来】 1970年にあいりん総合センターを当地に設立する際に立ち退いてもらった飲食店等を、見返りにテナントとして内部に取り込んだ経緯がある。

【現状】 1階が売店を中心に6店舗、3階が屋台風食堂5店舗ほどが細々と営業を継続できている状態。その他合わせると計17店舗が残っているとされる。

(ホ) 地階

【本来】 労働者用シャワー室やクリーニング店が営業していた。建物全体のボイラー室もある。

【現状】 クリーニング店はすでに廃業。シャワー室の利用者は年々減少傾向にあるとはいえ、低料金（100円）でもあるため、利用は続いている。

3. 新・総合センターのあるべき機能と構造を考える

(1) 考え方のポイント

- 大阪社会医療センターは分離移転し、ここでは考慮の対象としない。
- 市営住宅部分も、もともと耐震強度を最も圧迫している最大要因であるうえに、老朽化も進み、ここから分離移転するものとして考える。
- したがって、市営住宅部分を減築して低階層ビルとなって、今の建物を継続使用するという選択肢も生まれる。それでも、改修コスト、工期の長さとその期間の代替施設の確保の問題、多目的用途に比べられるように設計変更する問題等を考えると、新センターは新たに建て替えるほうが明らかに合理的である。
- したがって、ここでは新・総合センターは建て替えることを前提に、あるべき機能と構造を考える。
- 寄り場機能は維持する。ただし、①今日の利用状況、②今後も利用労働者が劇的に増えるという想定は現実味が薄いこと、③新今宮駅周辺再開発や学校統廃合（小中一貫校の開設）に伴う各種社会資源等の再点検・再配置の流れの中で、スペースの縮小は避けられない。

⇒詳細は下記

- 「センターを今の場所で維持するのか」「近隣に移転するのか」「その場合はどこか」はここでは考慮外。役割ではない。ただし、その議論や決定については、これまで批判を浴びた行政レベルでの独断専行ではなく、まずは地元住民組織ともきちんと相談し、調整がされるべきことを強く要請しておきたい。

- 西成労働福祉センターの就労支援機能はむしろ高める必要があるという、有識者座談

会の結論にもとづき、必要な事務所空間、技能講習等の空間は確保する。

⇒詳細は下記

○あいりん職安の待機スペースは、今後雇用保険手帳所持率を高め直すことをもってしても、利用時間が特定の短時間に集中だけであることを勘案すれば、現在ほどのスペースは要らない。

○あいりん総合センターでのさまざまな就労支援機能に（有識者座談会で提言された『あいりん地域トータルケア・システム』機能を組み込ませるため、その相談ブースや実務スペースを確保する。

⇒詳細は下記

○建物丸ごとが防災拠点ともなるように設計し、運営もする。

⇒詳細は下記

○コンサートや文化イベントなど、多目的に使えるような設計にする。

○コレクティブ・タウン推進の立場から、「ひろば」や「居場所」的役割は引き続き確保し、もう少し洗練された使い方ができるようにしたい。

○地域情報の集約・展示・案内機能（スペース）も持たせる。

○以上を満たすためには、「時間による利用用途の使い分け」「管理団体の能力アップ（入札制度の導入）」も必要となる。

○ユーザー・フレンドリーの原則（求職者・求人者・地域住民にとって使いやすい構造やルール）

（２）各論的補足

○寄り場の確保を

・規模についての詳細は、労働福祉センター等とも詰めないといけないが、とりあえず現状の半分ほどをイメージ。

・1階に設置する。これはおもに早朝に「相対方式」で行なわれる「現金求人」のマッチング用に設置される。

・「契約求人」（期間雇用）のマッチングはこれまでは、1階寄り場では各社の求人担当者がセンター発行のプラカードを使って終日行ない、併せて3階でも窓口方式（おもに契約求人）で午前9時～午後4時頃まで直接職員の介在によって実施されてきた。

しかし、契約求人も相対方式で行なうことの根拠は、今日では規模の縮減もあり、もはや無くなってきつつある。ゆくゆくはすべて窓口方式に移していく方向が考えられる。これが漸次実施されていけば、寄り場は早朝求人のための用途になる。つまり、早朝以外は他の用途に使うことも可能となる。

・その代わりに、労働福祉センター事務所内で窓口方式による求職者と求人者のマッチングが行なわれている間、雇用事業所の送迎車が待機できる駐車場が上階か、地階か、外部の近隣に必要となる。

○労働福祉センターの事務所は1階か2階に

2-（1）-（ハ）で述べたように、1階にあって職員がデスクワークの傍ら、寄り場を直

接監視できるような構造がベスト。難点は、そうすると1階の寄り場スペースがかなり削られてしまうこと。

その解決策として、2階に事務所本体を置きながらも、終日使える詰所的な部屋を階段直下に設け、事務所本体と瞬時に行き来できるような構造にするという案ではどうか。

○総合支援推進の観点からは「総合受付」窓口を真ん中に職業紹介・技能講習・就労支援の各係を一体として同一フロアに配置するのが良い。

○『ワンストップ型の地域トータルケア・システム』を促進する構造に

- ・地域内各種相談窓口のハブ的役割をする「あいりん地域総合受付窓口」は、一番の玄関口であり、就労支援窓口があるという意味で、1階か2階の労働福祉センター事務所に隣接して開設するのが妥当。

- ・各種支援施設・団体等がより詳細な聴き取りやケースワークをするスペースも2階に。

- ・このシステムが機能するためには緊急保護や生活保護の実施機関である市立更生相談所か西成区役所生活保護担当部署の決定権者が滞在することが不可欠なので、そのスペースが必要。

- ・さらにそれを超えて、将来は市立更生相談所・西成労働福祉センターその他の組織統合もありうるので、それに備えた構造（空間ボリューム）でありたい。

○とすると、あいりん職安は3階（ワンフロア）か。現在も3階。これ以上の階だとエレベーターの大型化やエスカレーター設置の必要性が出てくる。外部階段から3階へアクセスできるような構造が一番良いのでは。

○防災拠点とする。

- ・ビル丸ごとがそうであるような設計を工夫する。

- ・役割を果たせる規模の備蓄スペースを確保する（屋上や地階を含めていずれかの階に）

- ・避難所スペース⇒緊急時には1階寄り場や3階職安フロアをはじめ全フロアが兼用できるような設計にする。

○寄り場や職安のスペースの不使用时间帯はコンサート等のイベントにも使えるような設計にする。

○アナログ&デジタル掲示板等を駆使して、地域情報の集約・展示・発信・案内機能も持たせる。

- ・「地域の談話室」機能も兼ねさせ、地域参加を促す装置ともする。

○こうしたことは居場所づくりでもあり、それをこなせるNPOやボランティア団体を誘導する。

ただし、こういうソフトの問題は別途述べる。

4. 議論の現況と若干の注意点

(1) 議論開始へ

この提案は第12回西成特区構想有識者座談会(9月15日)にて提示され、そこでもいづらか議論された。財団法人西成労働福祉センターを含めて、府・市等のレベルでも検討が進んでいる。また、(あいりん地域の住民組織や支援団体&施設の円卓会議である)仮称萩之茶屋まちづくり拡大会議でも、(個々人の資格で集まって議論する)定例まちづくりひろば(釜ヶ崎のまち再生フォーラム主催)でも議論がされつつある。推移を見たい。

(2) 移転先に関して

具体的な提案はここでは役割ではない。ただ、次の点だけは言えるのではないか。日雇い労働者のニーズや利便性からして、寄り場と新・あいりん総合センターは一体であり、それらはまた簡易宿所街と一体として存在する。それぞれを切り離すことは非現実的な考え方だろう。そもそも20世紀初頭に釜ヶ崎地域は旧名護町からの簡宿の移転が原型となって形成されてきたという成立史からみても、簡宿街とのワンセットでのあり方しか考えられない。新センターがどこかに移転する場合でも、そうした条件を満たすエリア内でしか考えられないのではないか。

(3) これを機会に、国もプレーヤーとして復帰し、警察も協力体制を強化する等で仕切り直しを

新・あいりん総合センターに寄り場を維持し、いまだ5千人~8千人と存在する現役日雇い労働者の就労支援を続けるということは、建設労働者雇用改善法(建労法)によって関係団体に次のことも義務づけ続ける。

西成労働福祉センターは登録事業所に対して、相対方式での求人活動は必ず寄り場内で行なうよう指導しなければならない。

そして、それ以外の西成区内で路上手配をしていれば、国(大阪労働局・あいりん職安)は、法令順守するようそれらの事業所を指導しなければならない。

また、警察がこれに協力しなければ、当然何事も具体的に進まない。

バブル景気時代に求人場所が周辺路上へ拡散したことや2001年の地方分権一括法の施行などの経過と歳月を経て、この問題では誰がプレーヤーなのか、そのポジションはどこなのかがあいまいになってきた。

センター建て替えを機に、もう一度それぞれがプレーヤーとして復帰し、仕切り直すことを強く求めたい。

そうして、まちづくり主体として力をつけてきた住民団体を加えて、みんなが協力しあうまちづくりの拠点の一つとして、あいりん地域の次の時代を切り開くことに大きく貢献されるよう、切に願う。